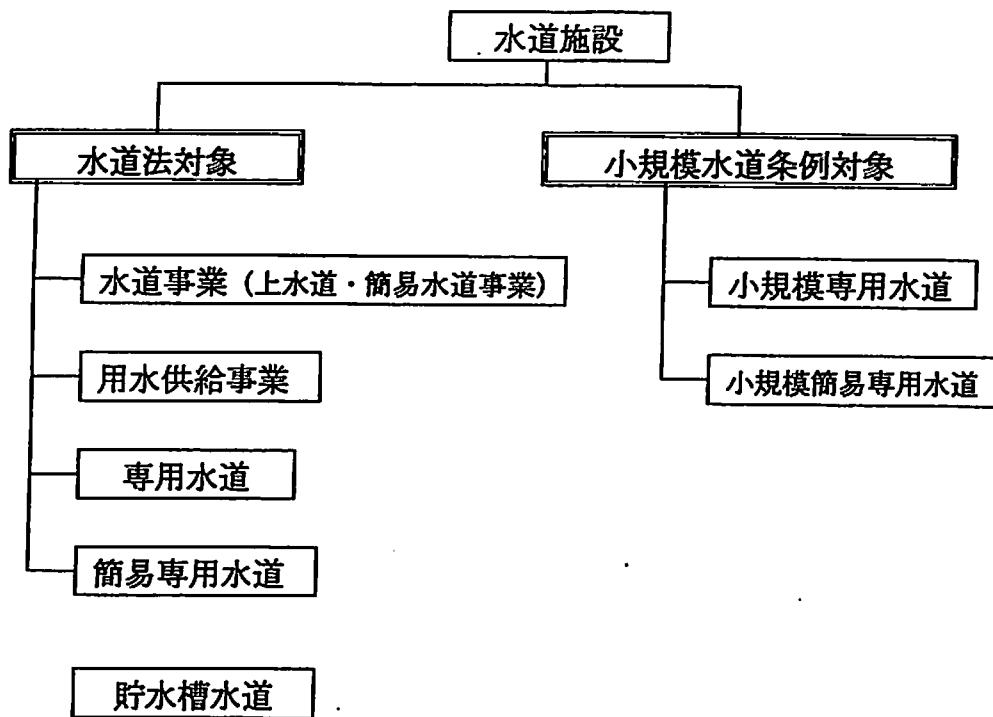


< 水道の種別 >



① 目的

水道法の目的

この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

小規模水道条例の目的

この条例は、小規模水道の布設及び管理の適正を図ることにより、公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

② 水道法の対象

「水道」とは

導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。

ただし、臨時に施設されたものを除く。

「水道事業」とは

一般的の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。
ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。

「簡易水道事業」とは

給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。（給水人口 101 人以上 5000 人で、5001 人以上は上水道事業と呼び、区別している。）

「水道用水供給事業」とは

水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。

ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

「専用水道」とは

寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

1 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が次の二つの基準以下である水道を除く。

① 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長（建物内配管を除く）千五百メートル

② 水槽の有効容量の合計百立方メートル（6面点検可能な水槽は除く）

2 人の飲用、炊事用、浴用その他の生活用に供するために使用する最大給水量が 20 m^3 を超えるもの

ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が次の二つの基準以下である水道を除く。

① 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長（建物内配管を除く）千五百メートル

② 水槽の有効容量の合計百立方メートル（6面点検可能な水槽は除く）

「簡易専用水道」

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。

ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準（受水槽の有効容量の合計が 10 m³以下）を除く。

「水道施設」とは

水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあっては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であって、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。

専用水道と水道事業について

- 1 自家用道及び自家用道施設の集合体と認められる水道、家主が借家人に給水する水道等給水する者と給水を受ける者について特別の関係が存在するものについては、専用水道として扱う。
- 2 分譲住宅、分譲地等において分譲者が分譲後もその地域の住民に対し給水する水道等給水をするものと給水を受けるものとの間に前述のような特別の関係がない水道その他当該給水について原価を充足する程度の金額を、料金として徴収するような水道については、水道事業として取り扱う。（以上平成 14 年 3 月 27 日健水発大 032001 号厚生労働省健康局水道課長通知）
なお、分譲住宅等の水道の取り扱いについて（昭和 41 年 5 月 28 日環水大 5054 号水道課長通知を参考とする。）

「貯水槽水道」とは

簡易専用水道を含め水槽の規模によらない建物内水道の総称として水道法第 14 条第 2 項第 5 号で定義された。これは、貯水槽水道が設置される場合において、水道事業者が定める供給規定の中で、水道事業者及び貯水槽水道設置者の責任に関する事項を定めることにより、当該水道の管理の徹底を図るもの。

③ 小規模水道条例

「小規模水道とは」

導管及びその他の工作物によって、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体であって、50人以上の者に水を供給するもので次の施設を除く。ただし、臨時に布設されるものを除く。

- ・ 水道法で規定する水道事業
- ・ 水道法で規定する用水供給事業
- ・ 水道法で規定する専用水道
- ・ 水道法に規定する簡易専用水道

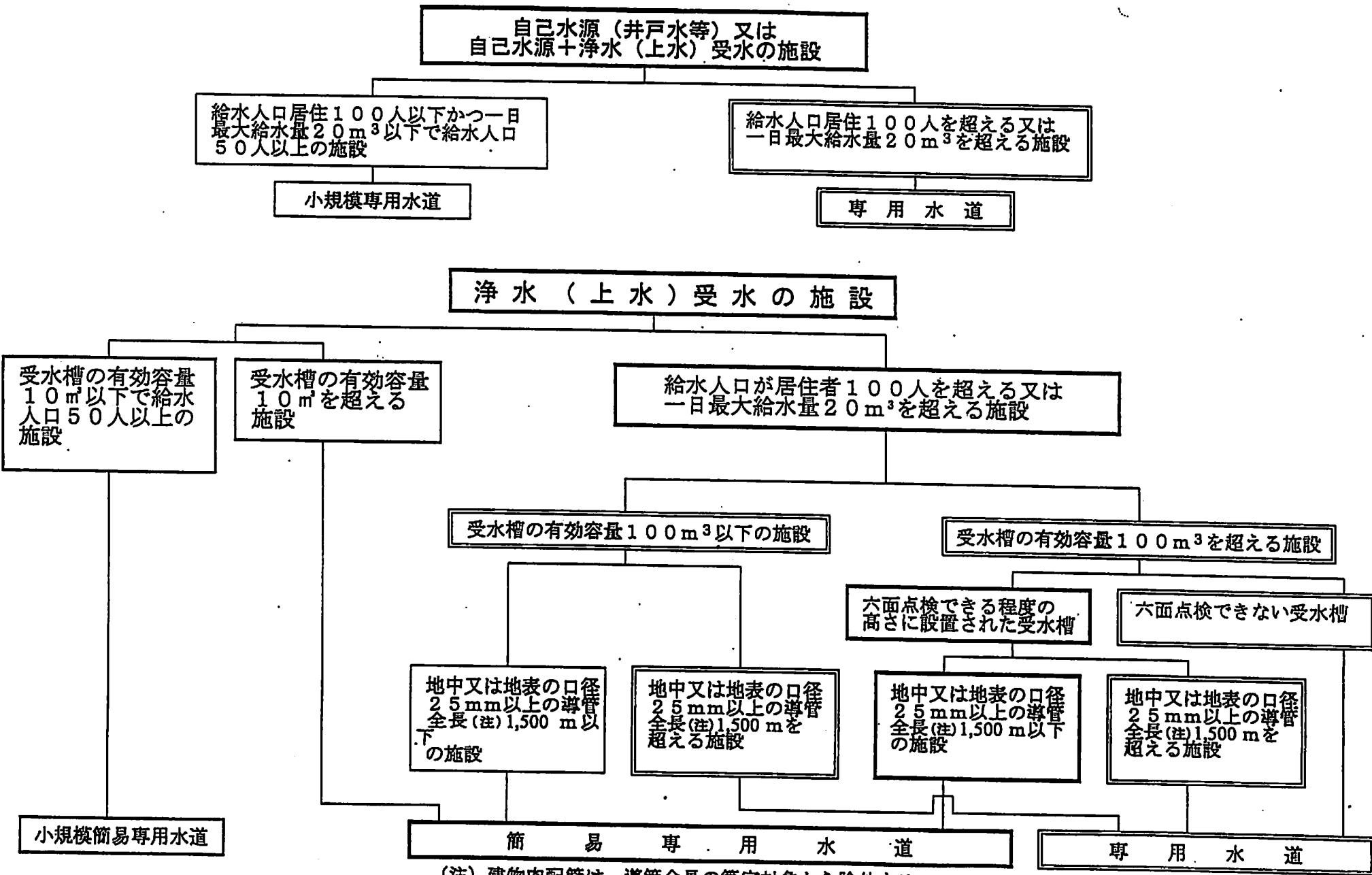
「小規模専用水道」とは

小規模簡易専用水道以外の小規模水道

「小規模簡易専用水道」とは

水道法に規定する水道事業から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道

水道法及び千葉県小規模水道条例による水道施設判別フロー



(注) 建物内配管は、導管全長の算定対象から除外する。